あなたのみかた法律事務所報酬規程

2019年7月1日 施行

弁護士 橋 本 太 地

〒 540 **−** 0026

大阪市中央区内本町 2-4-16

オフィスポート内本町 603 あなたのみかた法律事務所

 $T \to L : 06 - 6232 - 8505$

FAX: 06-6232-8506

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条

この規程は、あなたのみかた法律事務所(以下、「当事務所」という)所属の弁護士(以下、単に「弁護士」と表記する)がその職務に関して受ける弁護士の報酬等に関する標準を示すことを目的とする。

(弁護士報酬の種類)

第2条

- 1 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。
- 2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談(口頭による鑑定、電話による
	相談を含む。)の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明
	の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務(以下「事件等」という。)の性質上、委
	任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結
	果のいかんにかかわらず受任時に職務を開始することの対価と
	して受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるも
	のについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の
	対価をいう。
手数料	原則として 1 回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件
	等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動
	によってその事件等のために拘束されること(委任事務処理
	自体による拘束を除く。)の対価をいう。

(弁護士報酬の支払時期)

第3条

着手金は、事件等の依頼をした日から1週間以内に、報酬金は、事件等の処理が終了した日から1週間以内に、その他の弁護士報酬は、この規程に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

(事件等の個数等)

第4条

- 1 弁護士報酬は、1 件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1 件とする。ただし、第 3 章第 1 節 において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。
- 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

(弁護士の報酬請求権)

第5条

- 1 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。
- 2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して 1 件あたりの執務量 が軽減されるときは、弁護士は、第 2 章ないし第 5 章及び第 7 章の規定にかかわらず、 弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額する場合がある。
 - (1) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
 - (2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。
- 3 1 件の事件等を複数の弁護士(当事務所以外の弁護士も含む)が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。
 - (1) 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。
 - (2) 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

(弁護士の説明義務等)

第6条

- 1 弁護士は依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。
- 2 弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成しなければならない。但し、 委任契約書を作成することに困難な事由があるときは、その事由が止んだ後、これを作成するものとする。
- 3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その 他の特約事項を記載する。
- 4 弁護士は、依頼者から申出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付しなければならない。ただし、前2項に定める委任契約書を作成した場合は、この限りでない。

(弁護士報酬の減額等)

第7条

- 1 特別の事情があるときは、弁護士は、第3条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期及び回数を変更することができる。
- 2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通 しその他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、弁護士は、 第 3 章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額 することができる。

(弁護士報酬の特則による増額)

第8条

依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期に わたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項又は第2章ない し第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士 は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

(消費税に相当する額)

第9条

この規程に定める額は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき、弁護士の 役 務に対して課される消費税の額に相当する額を含まず、別途その相当額を加算する。

第2章 法律相談料等

(法律相談料)

第10条

1 法律相談料は、次表のとおりとする。

市民法律相談料	1 時間ごとに 5000 円+税
一般法律相談料	1時間ごとに2万 円+税

2 前項の市民法律相談とは、事件単位で個人から受ける法律相談であって、事業に関する相談を除くものをいい、一般法律相談とは、市民法律相談以外の法律相談をいう。

(書面による鑑定料)

第11条

1 書面による鑑定料は、次表のとおりとする。

書面による鑑定料 1 鑑定事項につき 10 万円以上 30 万円以下+税

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第12条

本節の着手金及び報酬金については、この規程に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益の算定可能な場合)

第13条

前条の経済的利益の額は、この規程に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- 1 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)
- 2 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- 3 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年 分の額
- 4 賃料増減請求事件は、増減額分の7年分の額
- 5 所有権は、対象たる物の時価相当額
- 6 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の 2 分の 1 の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の 2 分の 1 の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- 7 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の 3 分の1 の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の 3 分の1 の額を加算した額
- 8 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- 9 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 10 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記 手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
- 12 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の 3 分の 1 の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- 13 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる 財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3 分の1の額
- 14 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- 15 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が 債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額 (担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)

(経済的利益算定の特則)

第14条

- 1 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、 弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額する。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の 1 に該当するときは、弁護士は、 経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、 増 額する場合がある。
 - (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
 - (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益の算定不能の場合)

第 15 条

- 1 第 13 条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を 800 万 円 とする。
- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額する場合がある。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第 16 条

1 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
1000 万円以下の場合	30 万円+税	15 %+税
1000 万円を超える場合	3 %+税	

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、増減額するこ場合がある。
- 3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前 2 項の規定にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額する場合がある。
- 4 前3項の着手金は、20万円(+税)を最低額とする。

(調停事件及び示談交渉事件)

第17条

- 1 調停事件及び示談交渉(裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。)事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、それぞれ前条第 1 項及び第 2 項又は第 20 条第 1 項及び第 2 項の各規定を準用する。
- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、前条第1 項及び第2 項又は第20 条第1 項及び第2 項の各規定により算定された額の2分の1に減額することができる。
- 3 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1に減額する場合がある。
- 4 前 3 項の着手金は、20 万円 (+税) (第 20 条の規定を準用するときは、10 万円 (+税)) を最低額とする。

(契約締結交渉)

第18条

1 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
1000 万円以下の場合	20 万円+税	10 %+税
1000 万円を超える場合	2%+税	

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、増減額する場合がある。
- 3 前2項の着手金は、10万円(+税)を最低額とする。
- 4 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求しない。

(督促手続事件)

第19条

1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
1000 万円以下の場合	20 万円+税
1000 万円を超える場合	2%+税

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、で増減額する場合がある。
- 3 前2項の着手金は、10万円(+税)を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第 16 条又は第 20 条の規定により 算定された額と前3 項の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第 16 条又は第 20 条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求しない。
- 6 前項ただし書の目的を達するため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、第1項ないし前項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第16条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができる。

(手形、小切手訴訟事件)

第20条

1 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
1000 万円以下の場合	20 万円+税	10%+税
1000 万円を超える場合	2%+税	

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、増減額する場合がある。
- 3 前2項の着手金は、10万円(+税)を最低額とする。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第16条の規定により 算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第16 条の規定を準用する。

(離婚事件)

第20条の2

1 労働事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額する場合がある。

「 事件の種類	着手金
	解雇
交渉	5 万円+税
仮処分命令申立	15 万円+税
労働審判	15 万円+税
訴訟	15 万円+税
	残業代請求
交渉	5 万円+税
訴訟	10 万円+税
	セクハラ・パワハラ
交渉	5 万円+税
訴訟	10 万円+税

事件の種類	報酬金	
	解雇	
職場復帰	給料2ヶ月分+税	
金銭解決	経済的利益の 25%+税	
残業代請求		
経済的利益の 25%+税		
セクハラ・パワハラ		
経済的利益の 25%+税		

- 2 交渉事件から引き続き審判事件または訴訟事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1に減額する場合がある。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁 簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額する場合がある。

(離婚事件)

第 21 条

1 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額する場合がある。

手続	着手金
離婚交渉事件	20 万円+税 親権について争いがある場合は20 万円+税を追加す る。
離婚調停事件	30 万円+税 親権について争いがある場合は20 万円+税を追加す る。
離婚訴訟事件	40 万円+税 親権について争いがある場合は20 万円+税を追加す る。

慰謝料請求事件	30 万円+税

結果	報酬金
離婚成立/阻止	30 万円+税
親権獲得/阻止	30 万円+税
面会交流達成/阻止	30 万円+税
養育費獲得/減額	獲得/減額した額の1年分の10%+税
婚姻費用獲得/減額	獲得/減額した額の1年分の10%+税
財産分与獲得/減額	獲得/減額した額の 15%+税
慰謝料獲得/減額	獲得/減額した額の 15%+税

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1に減額する場合がある。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定 による離婚訴訟事件の着手金の額の 2 分の 1 に減額する場合がある。
- 4 離婚調停事件において調停に同席する場合の日当は、第 41 条の規定にかかわらず、 一回につき 3 万円+税とする。
- 5 前 4 項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額する場合がある。

(境界に関する事件)

第22条

1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額する場合がある。

|着手金及び報酬金 | それぞれ 30 万円以上 60 万円以下+税 |

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第 16 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、 第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減 額する場合がある。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による額又は第 2 項の規定により算定された額のそれぞれ 2 分の 1 に減額する場合がある。
- 5 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着 手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2 分の1に減額する場合がある。
- 6 前 5 項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の 着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手 数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額する場合がある。

(借地非訟事件)

第 23 条

1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、 同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額する 場合がある。

借地権の額	着手金
5000 万円以下の場合	20 万円以上 50 万円以下+
5000 万円を超える場合	前段の額に 5000 万円を超える部分の 0.5 %を 加算した額+税

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士は、依頼者と協議の うえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正 妥当な範囲内で増減額する場合がある。
 - (1) 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の 2 分の 1 を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2 分の1 を、それぞれ経済的利益の額として、第16 条の規定により算定された額
- (2) 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、 借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料 増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第16条の規定 により算定された額
- 3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額する場合がある。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、 第1項の規定による額の2分の1に減額する場合がある。
- 5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任する ときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする場合がある。

(保全命令申立事件等)

第24条

- 1 仮差押及び仮処分の各命令申立事件(以下「保全命令申立事件」という。)の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第16 条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 第 1 項の着手金及び第 2 項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件 と 併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができ る。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10 万円(+税)を最低額とする。

(民事執行事件等)

第25条

1 民事執行事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とする。

- 2 民事執行事件の報酬金は、第16条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案 事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第 16 条の 規定により算定された額の 3 分の 1 とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とする。 ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第16条の規定により算定された額の4分の 1の報酬金を受けることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5 万円 (+税) を最低額とする。

(倒産整理事件)

第26条

1 破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

(1)	事業者の自己破産事件	60 万円以上+税
(2)	非事業者の自己破産事件	30 万円以上+税
(3)	自己破産以外の破産事件	60 万円以上+税
(4)	会社整理事件	100 万円以上+税
(5)	特別清算事件	100 万円以上+税
(6)	会社更生事件	200 万円以上+税

- 2 前項第 1 号及び第 2 号の事件は、依頼者の免責が確定したときに限り、受領した着手金の額を限度として、報酬金を受けることができる。
- 3 第1項第3号ないし第6号の各事件の報酬金は、第16条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。
- 4 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件(免責異議申立事件を含む。)のみを受任した場合の着手金については、第1項第2号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金については前項の規定を準用する。

(民事再生事件)

第27条

1 民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、民事再生事件に関する保全の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

(1)	事業者の民事再生事件	100 万円以上+税
(2)	非事業者の民事再生事件	30 万円以上+税
(3)	小規模個人再生及び給与所得者等再生事件	20 万円以上+税

- 2 民事再生事件の報酬金は、依頼者が民事再生計画認可決定を受けたときに限り、受けることができる。
- 3 第16条の規定は、前項の報酬金の決定について準用する。
- 4 第 2 項の報酬金の決定に際し基準となる経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、

延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、次項の弁護 士報酬を既に受領しているときは、これを考慮する。

- 5 弁護士は、依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執 務の対価として、依頼者との協議により、毎月相当額の弁護士報酬を受けることができ る。
- 6 前項の弁護士報酬の算定にあたっては、執務量、着手金及び既に第 2 項の報酬金を 受領している場合には当該報酬金の額を考慮する。
- 7 民事再生法第 235 条に基づく免責申立事件 (免責異議申立事件を含む。)の着手金は、 第1 項第3 号の規定により算定された額の2 分の1 とする。この場合の報酬金は、 前 項の規定を準用する。

(任意整理事件)

第28条

- 1 任意整理事件(第 26 条第 1 項又は前条第 1 項に該当しない債務整理事件をいう。) の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、そ れぞれ次の額とする。
 - (1) 事業者の任意整理事件
- 50 万円以上+税
- (2) 非事業者の任意整理事件
- 20 万円以上+税
- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は 代物弁済に供すべき資産の価額(以下「配当源資額」という。)を基準として、次の 各号の表のとおり算定する。
 - ① 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500 万円以下の部分	15%+税
500 万円を超え 1000 万円以下の部分	10%+税
1000 万円を超え 5000 万円以下の部分	8%+税
5000 万円を超え1 億円以下の部分	6%+税
1 億円を超える部分	5%+税

② 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5000 万円以下の部分	3%+税
5000 万円を超え1 億円以下の部分	2%+税
1 億円を超える部分	1%+税

- 3 第 1 項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、第 26 条第 3 項の規定を準用する。
- 4 第 1 項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前 2 項に定めるほか、 本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

(行政上の不服申立事件)

第29条

- 1 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第 16 条の規定により算定された額の 3 分の 2 とし、報酬金は、同条の規定により算定され た額の 2 分の 1 とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準 用する。
- 2 前項の着手金は、30万円(+税)を最低額とする。

第2節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第30条

1 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の同	着手金	
事実を認める事件	起訴前	30 万円以上 60 万円以下+税
	起訴後	30 万円以上60万円以下+税
事実を争う事件	起訴前	60 万円以上 100 万円以下+税
	起訴後	60 万円以上 100 万円以下+税
裁判員裁判対象事件	事実を認める事件	60 万円以上 100 万円以下+税
(起訴後)	事実を争う事件	180 万円以上 300 万円以下+税
上訴事件	量刑を争う事件	60 万円以上 150 万円以下+税
	事実を争う事件	100 万円以上 200 万円以下+税
	検察官上訴事件	60 万円以上 150 万円以下+税
再審請求事件		50 万円以上+税

(刑事事件の報酬金)

第31条

1 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

即東東州の中京		- 0	却副人
刑事事件の内容		結果	報酬金
事実を認める事件	起訴前	不起訴	60 万円以下+税
		求略式命令	30 万円以下+税
	起訴後	刑の執行猶予	40 万円以下+税
		求刑された刑が2割	20 万円以下+税
		を超えて軽減された	
		場合	
事実を争う事件	起訴前	不起訴	60 万円以上 120
			万円以下+税
	起訴後	無罪	80 万円以上 160
			万円以下+税
		一部無罪または認定	40 万円以上 80
		落ち	万円以下+税
裁判員裁判対象事件	事実を認める事件	刑の執行猶予	50 万円以上 100
			万円以下+税
		求刑された刑が2割	40 万円以上80
		を超えて軽減された	万円以下+税
		場合	
	事実を争う事件	無罪	180 万円以上 300
			万円以下+税
		一部無罪または認定	90 万円以上 150
		落ち	万円以下+税
上訴事件	量刑を争う事件	刑が軽減 された場合	60 万円以上 150 万
			円以下+税
	事実を争う事件	無罪	100 万円以上 200
			万円以下+税

	検察官上訴事件	検察官上訴棄却	60 万円以上 150 万 円以下+税
再審請求事件		再審開始決定	100 万円以上+税

(刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第32条

- 1 起訴前に受任した事件が起訴(求略式命令を除く。)され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第 30 条に定める着手金を受けることができる。ただし、事実を認める事件については、起訴前の事件の着手金の 2 分の 1 を限度として減額する場合がある。
- 2 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前 2 条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額する場合がある。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件当たりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額する場合がある。

(検察官の上訴取下げ等)

第33条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄 移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第31条の規定を準用する。

(保釈等)

第 34 条 保釈、勾留の執行停止、勾留の取消し、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告等の申立事件の報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の報酬金とは別に、5 万円 (+税) を最低額、20 万円 (+税) を最高額として相当な額を受けることができる。

(出廷日当)

第 34 条の 2

弁護士は、刑事事件について、裁判所に出頭して弁護活動を行った t きは、第 41 条にかかわらず、1 回につき、公判前整理手続または打合せ期日は 3 万円(+税)、公判期日は 5 万円(+税)の日当を請求することができる。

(告訴、告発等)

第35条

告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、恩赦等の手続の着手金は、1件につき20万円以上(+税)とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

(接見手数料)

第 35 条の 2

弁護士は、刑事事件について、身体拘束を受けている被疑者、被告人との接見に赴いたときは、受任に至らなかった場合でも、1回の接見につき、3万円(+税)の接見手数料及び接見に要する実費を請求する。身体拘束場所が遠方の場合は、第41条に基づき、別途日当を請求する。

第3節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第36条

1 少年事件(家庭裁判所送致前の少年の被疑事件を含む。以下同じ。)の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
身体が拘束されている事件	30 万円以上+税
身体が拘束されていない事件	20 万円以上+税
抗告、再抗告及び保護取消事件	20 万円以上+税

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は	40 万円以上+税
不処分	
身体拘束事件で非行事実認定に基づく	30 万円以上+税
審判不開始、不処分又は保護観察	
在宅事件で非行事実認定に基づく審判	20 万円以上+税
不開始、不処分又は保護観察	

- 3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、非行事実に争いがあったり、少年の環境調整に著しく手数を要したり、家裁送致以前の手続に特段の手数を要したり、試験観察に付されたなどの事情を考慮し、依頼者との協議により、前2項の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で増額することができるものとし、少年の環境調整に格段の手数を要しないなど、着手金及び報酬金を減額することが相当な事情があるときは、依頼者との協議により、前2項の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で減額する場合がある。
- 4 第2項に定める場合以外においても、報酬金を受領することが相当とする結果が得られたときは、依頼者との協議により、第2項及び前項前段に準じた報酬額を受領することができる。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第37条

- 1 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第 4 条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても 1 件の事件とみなす。
- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、 抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、送致された事件が複数である場合及び事件が追加して送致され併合された場合の着手金及び報酬金の算定については、1 件の少年事件として扱うものとする。ただし、追加送致された事件により、少年の環境調整などのために著しく執務量を増加させるときには、追加受任する事件につき、依頼者との協議により適正妥当な着手金を受領することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の着手金及び報酬金は、本章第2節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

(出廷日当)

第 34 条の 2

弁護士は、刑事事件について、裁判所に出頭して弁護活動を行った t きは、第 41 条にかかわらず、1 回につき、公判前整理手続または打合せ期日は 3 万円(+税)、公判期日はは 5 万円(+税)の日当を請求することができる。

(接見手数料)

第37条の3

弁護士は、少年事件について、身体拘束を受けている少年との接見に赴いたときは、受任に至らなかった場合でも、1回の接見につき、3万円(+税)の接見手数料及び接見に要する実費を請求する。身体拘束場所が遠方の場合は、第41条に基づき、別途日当を請求する。

第4章 手数料

(手数料)

第38条

手数料は、この規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、 次の各号の表のとおりとする。なお、経済的利益の額の算定については、第 13 条ないし 第 15 条の規定を準用する。

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料	
証拠保全(本案	基本	20 万円+税に第 16 条第 1 項の着手会	えの規定によ
事件を併せ全		り算定された額の10 %を加算した額日	- 税
て 受任したと	特に複雑又	弁護士と依頼者との協議により定める	額
きで も本案事	は特殊な事		
件の着 手金と	情がある場		
は別に受 ける	合		
ことができ			
る。)			
		1000 万円以下の場合	20 万円+税
数料を受けたと			
きは契約書そ	合		
の 他の文書を			
作成しても、			
その手数料を		1000 万円を超える場合	2%+税
請求すること			
はできない。)			
Г	示談が洗を	- 示談交渉事件として、第17条又は第2	
	要する場合		21 X/4V
公示催告	× / V'///	即決和解の示談交渉を要しない場合と	司額
倒産整理事件の	基本	5 万円以上10 万円以下+税	
債権届出	特に複雑又	弁護士と依頼者との協議により定める	額
	は特殊な事		
	情がある場		
	合		
簡易な家事審判	· (家事審判		
法第 9 条第 1		7.1.72.== 7.71.4.2.1	-
する家事審判事	件で事案簡		
明なもの)			

(2) 裁判外の手数料

	于级科			
項目	分類			手数料
法律関係調	基本			5 万円以上20 万円以下+税
査(事実関	特に複雑又は特殊な事情がある		事情がある	弁護士と依頼者との協議により
係調査を含	場合	場合		定める額
む。				-
□契約書類及	定型	経済的利益の)額が 1000	20万円+税 -
びこれに準ず		万円以下の場		
る書類の作		経済的利益の	つ額が 1000	40 万円以上 80万円以下+税
成		万円以上1億場合	意円未満の	
		経済的利益の 円以上の場合		100 万円以上+税
	非定型	基本		1000 万円以下の場合
				→40 万円+税
				1000万円を超え1億円以下の場
				合
				→80 万円以上 160 万円以下+税
				1 億円を超える場合
				→0.2 %+税
		特に複雑又は	1 特殊か事	弁護士と依頼者との協議によ
		情がある場合		り定める額
	公正証書	 にする場合		上記手数料に3万円+税を加
	,,	, , , , , ,		算する。
内容証明郵便	弁護士	基本		3万円+税
作成	名の表	特に複雑又は	は特殊な事	弁護士と依頼者との協議により
	示なし	情が ある場		定める額
	弁護士	基本		5万円+税
	名の表	特に複雑又に	は特殊な事	弁護士と依頼者との協議によ
	示あり	情が		り定める額
任意後見契約	任意後見	見契約又は 基	<u></u> 基本	5万円以上20万円以下+税
又は任意代理	任意代理	型契約締結 楔	 持に複雑又	弁護士と依頼者との協議によ
契約			は特	り定める額
			未な事情 が	
		1 1 1 1 1 1 1 1 1	うる 場合	
	' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	兄その他依		
	-	才産管理又		
		方座 6 年入		
		型できま 量すべき事		
	情等の調			
	旧寺の神	14.		

後かた生意の大きながある。 とのこと おいま はん	見当に (意いづ台に) 契該ず代らくさなる 理当財れさ面 がま変 (変え) がいる で 約契管まる	1 訪問につ	き、5000 円以上3 万円以下+税
	任契任契づ委(の活た要的を以じ処意約意約く任依日をめなない下。理後又代に基事頼常営に基事う))見は理基本務者生む必本務。同の		日以上 5 万円以下+税
	基本委任	務に加不動を が本理を の他な事を があり、 大型を がっと 大型を がっと 大型を がっと 大型を がっと 大型を がっと 大型を がっと 大型を がっと 大型を がっと 大 のっと がっと がっと がっと がっと がっと がっと がっと が	月額3万円以上10万円以下+税 本規定の他の条項に基づき算定された手数料、着手金又は報酬金の額

遺言書	定型		15 万円+税
作成	非定型	基本	1000 万円以下の場合 → 20 万円+税
			1000 万円を超える場合 → 2.0 %+税
		特に複雑	弁護士と依頼者との協議により定める額
		又は特	
		殊な事	
	Г	情があ	
		る場合	
	公正証書	にする場	上記手数料に3万円+税を加算する。
	合		
遺言執行	基本		1000 万円以下の場合 → 30 万円+税
			1000 万円を超える場合 → 3%+税
	特に複雑	又は特殊	弁護士と受遺者との協議により定める額
	な事情がる	ある場合	
	遺言執行	に裁判手	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬
	続を要する	る場合	を請求することができる。
			資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額
立等	併、分割	、組織変	に応じて以下により算出された額
	更、通常	青算	1000 万円以下の部分 → 4.0 %+税
			1000 万円を超え 2000 万円以下の部分 → 3.0 %+税
			2000 万円を超え1 億円以下の部分 → 2.0 %+税
			1 億円を超え 2 億円以下の部分 → 1.0 %+税
			2 億円を超え 20 億円以下の部分 → 0.5 %+税
			20 億円を超える部分 → 0.3 %+税
			弁護士と依頼者との協議により定める額
	な事情がる	ある場合	
会社設立	申請手続		1 件 5 万円+税。ただし、事案によっては、弁護士と
等以外			依
の登記	1.11 - 11		頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額するこ
	交付手続		登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1
htts 2.400 A	#		通につき 1000 円+税とする。
株主総会		/# 1 H/Y	30 万円+税
等指導	総会等準する場合	備も指導	50 万円以上+税
現物出資等	等証明(商	i法第 173	1 件 30 万円+税。ただし、出資等にかかる不動産価格
			及 び調査の難易、繁簡等を考慮し、会員と依頼者との
12 条の 2 第 3 項等に基づ			協議 により、適正妥当な範囲内で増減額することがで
く 証明)			きる。

求)

|簡易な自賠責請求(自動車損|次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否| 害賠償責任保険に基づく被害又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者と 者による簡易な損害賠償請の協議により適正妥当な範囲内で増減額することができ る。

> 給付金額が150万円以下の場合 → 3万円+税 給付金額が 150 万円を超える場合 → 給付金額の 2.0 % +税

第5章 時間制

(時間制)

第39条

- 1 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第 2 章ないし第 4 章及 び第 7 章の規定にかかわらず、30 分当たりの適正妥当な委任事務処理単価にその 処 理に要した時間(移動に要する時間を含む。)を乗じた額を、弁護士報酬として受 け ることができる。
- 2 前項の単価は、30 分ごとに10000 円以上(+税)とする。
- 3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性 及び弁護士の熟練度等を考慮する。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かる。

第6章 顧問料

(顧問料)

第40条

1 顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容 等を考慮して、その額を減額する場合がある。

事業者	月額5万円以上20万円以下+税
非事業者	月額 5000 円+税

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により定める。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立 会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及 び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容 を決定する。

第7章 日当

(日当)

第41条

1 日当は、次表のとおりとする。

I	半日	(往復2時間を超え4時間まで)	3 万円以上 5 万円以下+税
	1 目	(往復4時間を超える場合)	5 万円以上10 万円以下+税

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内 で 増減額することができる。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第8章 実費等

(実費等の負担)

第 42 条

- 1 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、 交通費、通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金その他委任事務処理に要する実費等の 負担を求めることができる。
- 2 書類等の複写料は、外部業者に委託する場合は実額、当事務所内で行う場合は白黒の場合1 枚につき10 円、カラーの場合1 枚につき30 円とする。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

(交通機関の利用)

第 43 条

- 1 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。
- 2 弁護士が、出張のため自家用車を利用した場合は、往復の区間に存する有料自動車 道路の通行料を全て請求できるほか、燃料代として、実際の走行距離(キロメートル) を 10 (1 リットル当たりの平均走行距離)で除した数に、資源エネルギー庁が随時発 表する「石油製品価格調査の結果」「ガソリン等の店頭現金小売価格調査の結果」に おけるレギュラーガソリン代 1 リットルあたりの単価を乗じた金額を請求することが できる。

第9章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

第44条

- 1 委任契約に基づく事件等の処理が中途で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。
- 2 第 1 項において、解任の場合は、弁護士は受領済みの弁護士報酬を返還することを要しない。
- 3 第 1 項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、 弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に 委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、 その全部又は一部を返還しないことができる。
- 4 第 1 項において、委任契約の終了につき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、その委任事務が成功したものとみなして弁護士報酬の全部を請求することができ、既に受領した弁護士報酬は返還することを要しない。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

(事件等処理の中止等)

第45条

1 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したとき

は、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知することを要しない。

(弁護士報酬の相殺等)

第46条

- 1 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。
- 2 前項の場合には、弁護士は、速やかに、依頼者にその旨を通知しなければならない。 以上